

様式第95(第21条関係)

(表)



年 月 日

鹿児島市長 殿

特別徴収義務者

所在地(住所)

名 称(氏名)

個人番号又は法人番号									

入 湯 税 申 告 書

申告の対象となる年月	年	月分
課税標準となる入湯人員		人
税 額		円

課税対象となる入湯した人員の明細表

1日	人	17日	人
2日	人	18日	人
3日	人	19日	人
4日	人	20日	人
5日	人	21日	人
6日	人	22日	人
7日	人	23日	人
8日	人	24日	人
9日	人	25日	人
10日	人	26日	人
11日	人	27日	人
12日	人	28日	人
13日	人	29日	人
14日	人	30日	人
15日	人	31日	人
16日	人	合計	人

(裏)

入 湯 税 に つ い て

1 入湯税とは

入湯税は、鉱泉浴場における入湯客の入湯行為に対して課しているもので、入湯施設(温泉旅館等)の利用者に対して一定の負担をしていただくものです。そして、その収入は、市の環境衛生施設、消防施設、観光施設等の整備に充てるもので、地方税法によつて定められています。

2 入湯税を負担する人

入湯税は入湯行為に対して課されるものですから、鉱泉浴場の入湯者が負担することになります。宿泊でも日帰りでも入湯すれば必ず入湯税がかかります。

3 入湯税の税率

入湯者1人1日について150円です。1泊2日の場合は、1日とみなします。

4 入湯税を免除される人

年齢15歳以下の者、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者、高等学校の生徒で修学旅行中の者は入湯税が免除されます。

5 入湯税の徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によることになっています。その特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者と定められています。

したがつて、特別徴収義務者に指定された鉱泉浴場の経営者は鉱泉浴場の入湯者があつた場合は、必ず徴収してください。

6 入湯税の納期と納入の方法

鉱泉浴場の経営者は、毎月末日までに前月中に徴収した入湯税について、申告書を市長に提出し、その申告した税金を市で指定した金融機関に納めていただくことになっています。

また、「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

7 帳簿の記載義務

特別徴収義務者(経営者)は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しその帳簿は使用終了後、1年間保存していただくことになっています。

〒

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所市民税課

電話

ファクシミリ